

第3期松阪市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託 事業者候補選定プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、令和7年度から令和11年度を計画期間とする第3期松阪市子ども・子育て支援事業計画について、本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を定めるために必要な業務について、その支援を的確に遂行できる事業者候補の選定を目的として公募型プロポーザルを実施する。

2. 業務の概要

(1) 業務名

第3期松阪市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託

(2) 業務の内容

別紙「第3期松阪市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月14日まで

(4) 業務委託予算概要（提案上限額）

2年間総額 6,581,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（各年度支払限度額）

令和5年度 2,852,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

令和6年度 3,729,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

3. プロポーザル方式の採用理由

子ども・子育て支援事業計画は法定計画であり国の基本指針に即して策定することが求められており、受託者には、策定期間中に開催される国の子ども・子育て会議等の動向を機敏に収集し本市計画に反映していく能力と体制が求められる。また、本計画はニーズ調査に基づきニーズ量を算出し、その提供量を決定するものであり、本市の諮問機関である子ども・子育て会議にて専門的見地から出される委員からの意見を反映し、短期間にニーズ量を補正する能力も求められる。さらに、全国の市町村が同時期の策定となるため、他の自治体の対応についても本市の策定の参考としたいところもある。

上記のことから、契約候補者の選定に当たっては、価格のみの競争ではなく、実績、経験、技術力、企画力等、受託者としての適格性を総合的に評価する必要があるためプロポーザル方式を採用したい。

4. 期待できる効果

市民のニーズ及び本市の子ども・子育て会議の意向と国が求める計画内容との整合性が保たれた、5年間の子ども・子育て支援事業計画が策定できる。

5. 参加資格

- (1) 松阪市契約規則（以下「契約規則」という。）第3条第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 契約規則第5条に規定する競争入札参加有資格者名簿に登録されている企業で、業種「福祉計画」に登録していること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による会社更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 次に定める申請をした日（以下「申請日」という。）までに、松阪市から競争入札参加資格の停止を受けていないこと（組合で申込む場合にあつては、組合及び全組合員が松阪市から競争入札参加資格の停止を受けていないこと。）。
- (5) 申請日において、国税、地方税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員と密接な関係を有しないものであること。
- (7) 地方自治体において直近の10年以内（平成25年4月1日～令和5年3月31日）に、子ども・子育て支援事業計画について、受託実績を1件以上有すること
- (8) 仕様書に定める業務について業務遂行能力及び適正な実施体制を有し、かつ、松阪市の指示に柔軟に対応できる者であること。

6. 提出書類

当業務を受託しようとする事業者は、別紙仕様書を前提として、次に示す書類を提出する。

- (1) 参加申出書 1部
別紙「参加申出書」を使用する。
- (2) 企画提案書 7部
(企画提案書形式)
A4版縦、横書き、両面印刷を原則とする。ただし資料の作成上A3版を利用した方が確認しやすい場合は、A3版の利用を可とする。
(提案内容)
下記の事項について、できるだけ具体的に提案、記述すること。
 - ① 会社概要
 - ② 類似業務等の受託実績（子ども・子育て支援事業計画・福祉分野関連計画）
 - ③ 実施体制（担当者の人数・資格・業務履歴、他の従業員の協力体制）
 - ④ 社内の安全管理体制
 - ⑤ 業務実施方針
 - ⑥ 国・県並びに先進事例等に関する情報収集と提供方法
 - ⑦ ニーズ調査に関する提案
 - ⑧ 計画策定に関する提案

- ⑨ 実施スケジュール（令和5年度・令和6年度）
- ⑩ その他受託に関わる提案
- ⑪ 見積金額
- (3) 見積書 1部
(見積書形式)
A4版で様式は任意とする。金額の記載は、見積金額、見積金額に係る消費税額、見積金額と見積金額に係る消費税額との合計金額が明確にわかるように記載すること。(令和5年度、令和6年度のそれぞれの金額がわかるように記載すること。)
- (4) 国税、地方税の納税証明書（発行から3か月以内のもの） 各1部（写し可）
 - ① 法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3の3）
 - ② 市税の完納を証明する書類（市内に事業所がある場合のみ）

7. 選定までのスケジュール

- (1) ホームページ掲載 令和5年7月26日（水）
- (2) 質疑書の提出期限 令和5年8月4日（金）
- (3) 質疑書の回答期限 令和5年8月7日（月）
- (4) 参加申出書の提出期限 令和5年8月9日（水）
- (5) 企画提案書・見積書の提出期限 令和5年8月31日（木）
- (6) プレゼンテーション 令和5年9月中旬

※応募多数の場合は、プレゼンテーションを複数日に分けて行う場合がある。

8. プロポーザル手続き

(1) 担当課

住 所 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1
 担当課名 健康福祉部こども局こども支援課
 電 話 TEL：0598-53-4081 FAX：0598-26-9113
 E-mail koshien.div@city.matsusaka.mie.jp

(2) 参加申出書の提出

プロポーザルに参加する場合は、参加申出書（別紙様式）を提出すること。

- ① 提出期限 令和5年8月9日（水） 午後5時15分まで
- ② 提出先 上記（1）に同じ
- ③ 提出方法 持参、郵便（書留郵便限る）、または宅配便による。

(3) 質疑書の提出

質疑のある場合は、質疑書（様式任意）を電子メール（上記（1）のアドレスまで）で提出すること。

- ① 提出期限 令和5年8月4日（金） 午後5時15分まで
- ② 質疑回答 質疑の回答は、令和5年8月7日（月） 午後5時15分までに電子メールにより行う。

(4) 企画提案書及び見積書等の提出

企画提案書及び見積書は次により提出すること。

- ① 提出期限 令和5年8月31日(木)午後5時15分まで
- ② 提出先 上記(1)に同じ
- ③ 提出方法 持参、郵便(書留郵便限る)、または宅配便による。
- ④ 提出書類 企画提案書 7部
見積書 1部
国税、地方税の納税証明書 各1部

(5) プレゼンテーションの実施

- ① 開催日時 令和5年9月中旬(日時は別途通知)
- ② 開催場所 松阪市議会第3・第4委員会室(予定)
- ③ 開催方法 20分間以内での提案説明のあと、5分間程度の質疑
- ④ 出席者 3名以内とする。(業務担当研究員の出席を望む)
- ⑤ 準備物 プロジェクター及びスクリーンは市が準備する。
- ⑥ 順番 市において抽選を行い、参加者に対して開始時刻を文書で通知する。

9. 審査方法・審査基準

- (1) 審査委員会を設置し、提案書等の内容、見積書の金額及びプレゼンテーション内容を審査し、最適者を選定する。
- (2) 審査委員会の委員は5名とする。
- (3) 審査基準は次のとおりとする。
 - ① 類似業務等の受託実績(子ども・子育て支援事業計画・福祉分野関連計画)
 - ② 実施体制(担当者の人数・資格・業務履歴、他の従業員の協力体制)
 - ③ 社内の安全管理体制
 - ④ 業務実施方針
 - ⑤ 国・県並びに先進事例等に関する情報収集と提供方法
 - ⑥ ニーズ調査に関する提案
 - ⑦ 計画策定に関する提案
 - ⑧ 実施スケジュール(令和5年度・令和6年度)
 - ⑨ その他受託に関わる提案
 - ⑩ 見積金額

10. 選定結果の通知

選定結果は、決定後速やかにプロポーザル参加者全員に通知する。

11. その他

- (1) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出された書類は返却しませんが、提出者に無断で選定以外のために使用することはありません。
- (3) 書類の作成及び提出、説明にかかる費用は提出者の負担とします。
- (4) 参加辞退は自由であり、辞退しても今後不利益となるような取扱はしませ

ん。

- (5) 松阪市情報公開条例（平成 17 年条例第 6 号）の規定に基づく情報公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となります。ただし、事業を営む上で、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後に開示します。